

21 世紀型企业への転換を図る

■ 障がい者雇用への取組み ! その② ～ 行政支援の有効活用 ～

障がい者雇用をめぐる社会の動き !!

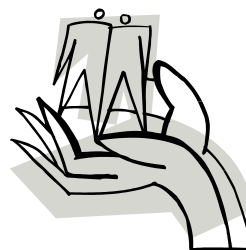
※ 本文中では法令通り「障害者」と記載させていただきます

企業における CSR（企業の社会的責任）への関心の高まりを背景として、障害をもたれる皆様の就業意欲を活かそうと、積極的に障害者雇用に取り組む企業が増加しています。

このような動向もあって、障害者法定雇用率が 2.0%に引き上げられ、さらに、労働・雇用の分野における障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応を踏まえ、障害者に対する差別の禁止、および障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められました。

関連する福祉分野においては、障害者の福祉から一般雇用への移行による自立が推進され、その後、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活、および社会生活を総合的に支援し、新たな障害保健福祉施策を講ずるため、障害者の範囲の見直しによる難病等の追加、障害者支援区分の創設、障害福祉サービス基盤の計画的整備を主な内容とする障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が公布されたところです。

高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）は、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発、および向上のために、事業主の方々に対しても総合的な支援を行っています。障害者の雇用をお考えの企業は、この独立行政法人の支援事業を有効に活用しましょう。



各都道府県に支援センターがあります !!

【地域障害者職業センター／高齢・障害者雇用支援センター】



◇ 地域障害者職業センター

障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています。

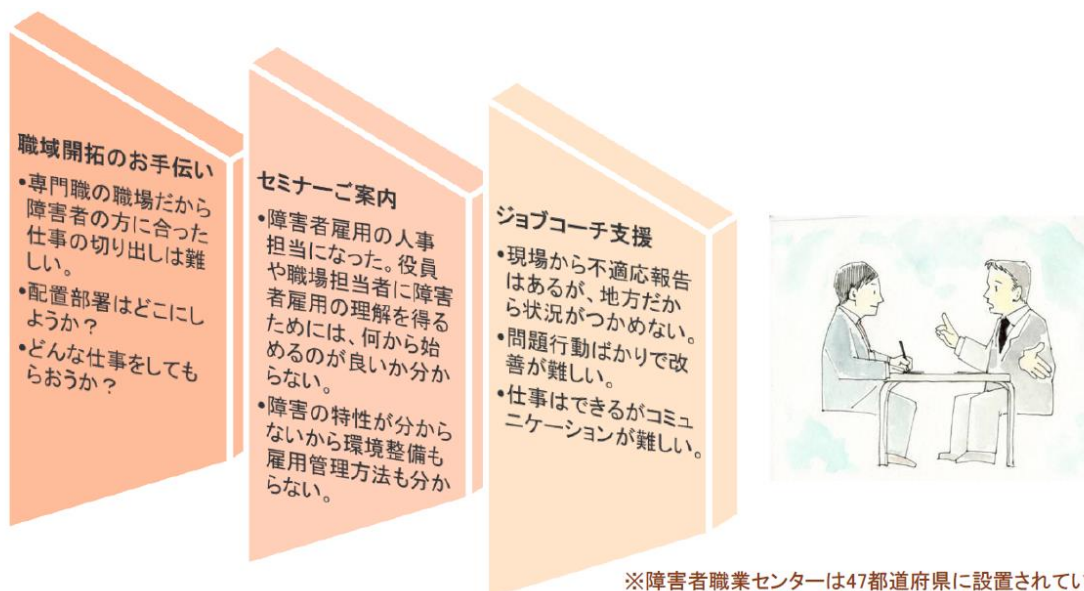
◇ 障害者雇用支援センター

障害者の雇入れや雇用継続、職場復帰等の支援や雇用管理に関する助言や情報提供、事業主向けの講習等を行っています。

障害者雇用支援センターの業務内容 ?

障害者雇用支援センターは、障害者雇用に関する相談や情報提供を行うほか、障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、必要に応じて「事業主支援計画」を作成して、雇用管理に関する専門的な助言・援助を体系的に行ってくれます。

(※ ご利用は無料となっています)



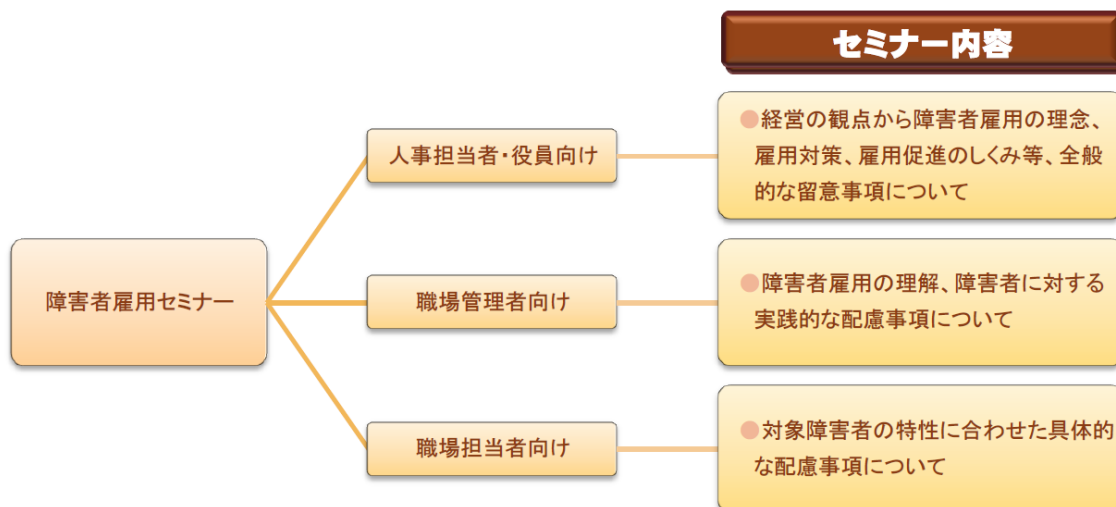
※障害者職業センターは47都道府県に設置されています。このネットワークを活用すると全国いずれの地域でも同様のサービスが受けられます。

◇ 職域開拓の支援もお願いできます！

社員の皆様が普段行っている業務の中から、少しずつ業務を切り出し、障害の特性に合わせた業務の質や量を提案してくれます。

◇ 担当者別セミナーの実施！

障害者雇用の理解促進や職場定着をご検討されている場合は、ぜひご利用ください。セミナー時間、内容については、ご相談できます。



就労支援機器の貸し出し !!

高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者を雇用する事業主や事業主団体に対し、原則として一定期間、就労支援機器を無料で貸出しする事業を行っています。

貸出しの対象となる事業主と事業主団体

貸出しを受けた就労支援機器が障害者の職務遂行に有効な場合に、同種の就労支援機器を整備する意思を有する事業主または事業主団体（特殊法人等公的機関を除く。以下、「事業主等」という。）であって、以下のいずれかに該当することが条件となっています。

- ① 障害者を雇用しているか、または新たに雇い入れる事業主であって、その障害者の従事する作業を容易にするために必要な機器を整備しようとする事業主等。
- ② 雇用する障害者の処遇改善や雇用の継続を図るために配置転換や職種転換を行う事業主等。
- ③ 機器を使用することによって、雇用する障害者の職域の拡大を行おうとする事業主等。
- ④ 求人応募のあった障害者のために機器を使用して選考試験を行う事業主等。
- ⑤ 天災等により障害者雇用継続に係る緊急対策が講じられた場合に、災害救助法適用地域内に事業所が存在し、かつ実際に被災した事業主等。

その他、雇用を目的とした各種就労支援制度等（例：トライアル雇用、地域障害者職業センターの行う職務試行法、障害者職業能力開発校の行う職場実習制度など）を利用する場合も貸出しの対象となることがあります。

貸出し機器等の種類と台数

対象となる障害者が行う職務に必要と認められる種類と台数の機器を貸出しています。また、職務に必要であると認められた場合、複数の種類を貸出すことも可能となっています。



たとえば、視覚障害の場合

視覚障害者が職場で主に使用する機器には、印刷物や写真などを拡大したり背景と文字色のコントラストを高くしたりする拡大読書器、パソコン画面の情報を点字情報に変換して表示する点字ディスプレイなどがあります。ソフトウェアでは、パソコン画面の情報を音声で読み上げる画面読上げソフト、パソコン画面の情報を拡大する画面拡大ソフト、スキャナで印刷物や写真などを読み込ませて文字情報を音声で読み上げたり、拡大読書器と同じように文字を拡大するなどの機能を併せ持つ活字音訳・拡大読書ソフトなどがあります。

貸出し期間

機器の貸出し期間は、原則として6ヶ月以内です。ただし、高齢・障害・求職者雇用支援機構が特に必要と認めた場合は、同一障害者を対象として1回に限り6ヶ月の延長ができます。

「障害者を雇用しようと思っているが、職場にとけ込めるか、仕事がきちんとできるか不安である。」「障害を受け、リハビリ中の従業員が復職することになっているが、どのような点に配慮すればよいか教えてほしい。」「休みがちな障害者がいるが、原因が分からず困っている。」などなど、さまざまなご相談についても対応しています。